

<記入上の注意>

【区分】の欄は次のとおりです。

該当する区分を必ず選択してください。新入生のみ選択可の欄は、新入生前倒し給付を希望する場合に選択してください。

【家計急変の状況】の欄は次のとおりです。

【区分】の欄で家計急変を選択した場合に記入してください。

【対象となる高校生等について】の欄は次のとおりです。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことのある場合には、当該学校の在学期間にについても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

「学校の種類等」について、詳しくは次のとおりです。

①高等学校（全日制）、②高等学校（定時制）、③高等学校（通信制）、④中等教育学校（後期課程）、⑤高等専門学校（1～3学年）、⑥専修学校（高等課程）昼間学科、⑦専修学校（一般課程）昼間学科、⑧専修学校（高等課程）夜間等学科、⑨専修学校（一般課程）夜間等学科、⑩専修学校（高等課程）通信制学科、⑪専修学校（一般課程）通信制学科、⑫各種学校（外国人学校）、⑬各種学校（その他）、⑭高等学校専攻科

【収入の状況について】の欄は次のとおりです。

○専攻科以外の場合

イ 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給している世帯の場合は、基準日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していない世帯の場合は、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付するか、学校担当者の確認印を押印してください。

ハ 必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

離婚、死別等により親権者が1名の場合、親権者が存在するものの以下の場合は、親権者1名の課税証明書の提出が必要となります。

家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合）は、その親権者については「親権者が存在しない場合」の取扱いをします。

ニ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）は、選任されている者の課税証明書の提出が必要となります。ただし、未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。

ホ 生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（医療保険各法（注）における扶養者等）が申請する場合は、その者の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

○専攻科の場合

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。

ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
- ハ 上記イ①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- 二 上記イ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合（例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合）は、「父
母が存在しない場合」に該当します。
- ホ 生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者が申請する場合は、（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してく
※ 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地
方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族の状況】の欄は次のとおりです。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

＜留意事項＞

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 偽りその他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。
- ニ 上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。
- ホ その他、不利益が生じるおそれがありますので基準日現在の内容について正しく記入願います。
- ヘ 記入は黒又は青のインク・ボールペンとし、消えるボールペンは使用しないでください。